

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	公益財団法人日鉄鉱業奨学会
【住所又は本店所在地】	東京都新宿区四谷三丁目1番地4
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年7月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	日鉄鉱業株式会社
証券コード	1515
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（公益財団）
氏名又は名称	公益財団法人日鉄鉱業奨学会
住所又は本店所在地	東京都新宿区四谷三丁目1番地4
事務上の連絡先及び担当者名	公益財団法人日鉄鉱業奨学会 副事務長 木内良
電話番号	03-3359-5455

【訂正事項】

訂正される報告書名	住所の変更報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年7月1日
訂正箇所	2025年7月3日に提出しました、変更報告書について 訂正すべき箇所がありましたので、以下のとおり訂正します。 「表紙」の「提出書類」の記載内容の訂正。 訂正前：住所の変更報告書 訂正後：変更報告書 No.4

（訂正前）

【表紙】

【提出書類】

住所の変更報告書

（訂正後）

【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No.4